

令和2年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年1月22日(金)午前9時30分～午前11時48分
- 2 場所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中14名)
荒瀬 澄枝、小野 基之、片山 潤之、河村 吉人、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 雅恵、原田 好子、
藤村 守、安田 敏男、山根 伊都子、山根 良男、

(2)欠席委員(10名)
伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、海地 博志、賀屋 忠之、
神田 一夫、中谷 敏明、藤原 敏郎、安野 正純、吉富 崇子

(3)事務局
増岡局長・徳本参事・岩本主幹・瀬未

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席14名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

山根伊都子(やまね いつこ)委員 及び 山根良男(やまね よしお)委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は126アールとなります。

議案第2号、小郡下郷、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は105アールとなります。

議案第3号、小郡新町五丁目、有償移転です。

申請人は、宇部市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は51アールとなります。

議案第4号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は41アールとなります。

議案第5号、阿知須、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する農業兼会社員です。

取得後の経営規模は154アールとなります。

議案第6号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は213アールとなります。

議案第7号、徳地引谷、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は205アールとなります。

議案第8号は取り下げられました。

議案第9号、阿東生雲中、無償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は270アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第10号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は152アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いたします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、阿知須、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第12号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に倉庫を建設し、駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

A委員

議案第12号ですが、議案を見ると、過去に受けた転用許可の計画の一部を変更してとありますが、面積が変わるんですか。

事務局

いえ、面積は変わらず、設置する施設の個数等に変更があります。

なお、通常は計画の内容に変更がある場合は事業計画変更の承認申請を伴いますが、今回は過去に許可を受けられた事業実施者が亡くなっておられますので、新たな事業実施者で改めて許可申請が提出されております。

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第11号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第12号については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案7ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第13号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地で事業所用地を分譲し、貸駐車場及び貸資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号、大内矢田南六丁目、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第15号、桜畠六丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、三の宮一丁目、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、吉敷中東三丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、平井、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第19号、平井、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、朝田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に障がい者グループホーム及び就労支援施設を建設するものです。

議案第21号、秋穂二島、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に貸資材置場を整備するものです。

議案第22号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第23号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第24号、嘉川、集団的に存在する第1種農地に道路を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第25号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に貸店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第26号につきましては、川西地区協議会での審議結果が「不許可相当」となり、ま

た、申請代理人行政書士が本総会での説明を求めておりますことから、後ほど別に御説明いたします。

議案第27号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第28号、小郡下郷及び小郡山手上町、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第29号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、徳地堀、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の議案第26号を除く農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

B委員

議案第13号の小鯖は、申請地の西側、川沿いに農地が残っていますが、ここはちゃんと管理されているんでしょうか。

また、議案第17号の吉敷中東三丁目の申請地の長細い部分は道路でしょうか。

C委員

小鯖については、申請地周辺は工業地域ですので今後も転用される可能性があります
が、今おっしゃった箇所についてはきちんと水稻を耕作されています。

D委員

道路です。申請地の東側の道路と、南側の団地内道路につながります。

議長

以上で議案第26号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しまし
た議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第13号、議案
第23号、議案第24号及び議案第25号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取
を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条議案第26号についての審議を始めます。

農地法第5条議案第26号について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図26ページを御覧ください。

議案第26号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ220mに位置する、公共施設から近距離の地域内に
ある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

既存の進入路が狭く車両の通行が困難なため、申請地を取得し、進入路を整備するも
のです。

許可の可否につきまして、まず立地基準を考えますと、第3種農地ですので「原則として許可する」こととなっております。

次に一般基準を考えますと、農地転用の確実性、被害防除措置の妥当性を欠く場合は立地基準に適合しても許可することはできないとなっております。

被害防除措置につきましては、申請地からの汚水の発生はなく、申請地に接する農地はございませんので問題ありません。

農地転用の確実性につきまして、次のとおり確認します。

申請目的の実現に必要な資力及び信用につきましては、資金計画、及び資金証明により適当と認められます。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

申請者が許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地等を申請の目的に供する見込みはあります。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分は必要ありません。

申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられているものはございません。

申請に係る農地等と一体として申請に係る事業の目的に供する土地はありません。

申請に係る農地等の面積が申請に係る事業の目的からみて適正かどうか御審議いただきたいと思えます。

まず、面積につきましては、申請面積が155㎡です。

山口市農業委員会で過去5年間に亘り進入路目的で転用許可したものを確認しましたところ、78筆ございました。面積の平均は70㎡程度で、1筆で155㎡を超えたものは5筆ございましたが、いずれも1戸の自己用住宅への進入路ではなく、複数戸で利用するもの、共同住宅で利用するもの、資材置場で利用するものでした。

次に幅員を考えますと、申請地だけで幅員が一番狭いところで6mございます。また、申請地の北側には赤線が隣接しており、赤線の幅員が1.5mから2.5mございます。

幅員につきましては、参考までに申し上げますと、1,000㎡以上の開発を行う場合、道路の最小幅員は6mとされておりますが、道路の利用が当該道路に面する敷地の居住者等に限られるような場合で、かつ延長が概ね120m以下の場合の最小幅員は4mとされております。また、前面道路の幅員は、多少広くなっているところもございますが、概ね4m弱でございます。

なお、申請に係る農地等の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可することができません。

以上のことから、川西地区協議会において、本事案に係る審議結果は不許可相当となっております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりました。
次に、申請代理人行政書士の入室を認めます。

(申請代理人行政書士入室)

議長

申請代理人行政書士の説明を求めます。

なお、本日は新型コロナ感染対策のために出席委員の人数を制限して実施しております。説明は簡潔に、質疑応答を含めて30分程度でお願いします。

申請代理人行政書士

行政書士の●●です。よろしくお願いします。

申請地は東側の宅地に入るための進入路への転用を計画しています。

宅地は建ぺい率が40%ほどあり、駐車スペースが少なく、住宅の南側のスペースに縦列で3台駐車する予定です。

3台とも駐車した場合、奥の車が出るには手前の車をどこかによけなくてははいけません
が、公道に停めるわけにはいきませんので、申請地内によけるといふ計画です。

そのため、進入路部分と車2台をかわす場所が必要になります。

議長

申請代理人行政書士の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質問のある委員さんはいらっしゃいますか。

B委員

申請地を駐車場にするんですか。

申請代理人行政書士

申請地を駐車場にする訳ではなく、一時的な待避所を設けます。

また、私は消防団に入っていますが、消防車が入る場所がどうしても必要になりますし、前面道路がカーブしていますのでこれだけのスペースが必要になります。

A委員

スペースはこれほどなくても消火活動はできます。

また、前面道路の入り口が狭く消防車は入れないので、ここまで来ません。

申請代理人行政書士

様々な基準を見ましたが、自己用住宅については転用面積と建ぺい率の基準があるものの、進入路の転用面積については明確な基準がありません。

基準がない以上は申請面積が過大であるとは言えないのではないのでしょうか。

E委員

申請地と東側の宅地を今回の譲受人が買うということですよ。先ほどからの説明を聞いていると、進入路にすることにこだわっているようだが、駐車場じゃ駄目なのか。固定資産税の税額を気にしておられるのか。

事務局

説明不足ですみません。この形状で申請地を駐車場に転用されるのであれば東側の宅地の敷地拡張と判断することになります。自己用住宅の転用面積は概ね500㎡までですが、既存の宅地のみで460㎡ほどございいますので、転用可能な面積を超えることとなります。

F委員

譲受人が宅地を買う際に進入路の状況はご存じですよ。分かったうえで購入されているのに、追加で進入路が必要になる理由がよくわかりません。

申請代理人行政書士

宅地部分は元々空き家で、手前に広い進入路があるためこの購入を決められました。

A委員

空き家に住まわれていたのは農家さんだったから長屋が必要だったんでしょう。今回の譲受人は公務員であって、長屋は必要ないでしょうから、解体されたらスペースができるんじゃないですか。

申請代理人行政書士

長屋の解体はしません。そのまま使います。

前面道路は昔からの関係で使っており、所有権はありません。この空き家については相続人が2人、市外にいらっやって、実際には住んでいません。今回この空き家を売却するときに申請地がないと売却ができません。

その時に法律上の制限が農地法上あります。

農地としての利用については、申請地は30年以上に渡って耕作はしていません。

面積については、県や農水省にも確認しましたが、進入路ということで敷地の拡大ではない、と。適正かどうかについては指標がなく、逆にこれは駄目、あれは駄目、になってしまうとそれが先例になってしまう、ということです。

ただ、今、農地の集約化というのが重要な課題になっているなかで、人を増やすということは重要な指標になると思います。20代の若い人が実際に住んでお子さんが生まれれば、ここに定住者が増え、市の施策としても問題はないと思いますので、ここで利便性、また指標がないということを考えると、不適正かというところではないと判断できるのではないかと思います。

B委員

そういうことは分かりますが、そもそも前の道路は公会堂の入るところが狭いでしょう。その曲がり角だからとか、隣に家があるからとか、それなら消防車が入るときにというのも分かります。でも現状、消防車が公会堂の辺で停めないといけないとなるとここまで必要はない。ということで、消防車はあまり関係ないかと。説得性がないですよ。

それと、旋回するなら家側の角を少し広くとれば、そこで旋回したり待機したりすることができるのではないかと。例えばここに段差があって路肩を立てるとかであれば別ですけど、ここはフラットですよ。

もう一つ、これが全く別の持ち主の所有ならこれだけ農地が残っても困るのは分かりま

す。でもこの農地は隣の●●さんの農地なら、残ったからってそんなに困ることはないでしょう。農地として全部売る必要が本当にあるかな、というのが私たちの論点です。

それが説明されたらいいと思います。言われることは分かります。農地を残したいというのが農業委員の立場ですが、正当性があれば仕方ないと思います。

これだけ全部が本当に必要なのかということが、私らの論点です。

事務局

時間の関係もありますので、今の話をまとめさせていただきます。

まず、ここを駐車場にしようと思うと、自己用住宅で転用可能な面積は500㎡までですのでこれを超えてしまいます。そういった理由で、進入路ということで申請をしてこられました。進入路として何㎡が適当かという基準はありませんので、B委員が言われたように、その必要性があれば許可してもいい、制限をするものではなく、必要性が認められれば転用していい、ということになっています。

申請代理人行政書士が言われているのが、申請地の奥の宅地に3台停めます。3台を停めて、奥の車が出ようと思ったら手前の2台をかわす必要があり、公道に出ずにかわしたい。それを転回場と言われていたんですが、図面の青の線が車の通る場所になり、こうすれば車が出せるので、この申請地をすべて進入路として使いたいという主張です。

この主張に対しまして、例えば宅地の中に記入している車の枠のすぐ北側の庭木を切ったらいくらでも止められるし、かわせるのではないか。また、非農家であれば必要ないと思われる長屋を少し解かれれば、十分に奥で転回ができるのではないかという御意見がありました。そのことを考えると、そもそも自己用住宅で転用可能な面積が500㎡で、ここが460㎡あって、特に使わないのに長屋を解体するなどの努力をしないで、手前の申請地だけで全部済ませようというのはどうか、ということになりますが、この点については審議の中で考えていただくようになるのかな、と思います。

D委員

この辺には新興住宅地があるようですが、貸駐車場というのは不可能ですか。

事務局

いえ、不可能ではないです。

D委員

振興住宅の方から駐車場がないという話があれば、その方に貸すということはできるんじゃないですか。

E委員

この人はまだ入居していませんよね。あと、今、車で家までは入れますよね。入れるなら、庭木でもなんでも切るなり、そこまでやっても不便ということで申請されるならまだ分かります。

申請代理人行政書士

庭木を切るということは、それは個人のことで・・・

G委員

それはそうです。でも地元の人も敷地が狭かったら木を切ったり倉庫を片付けたり、狭いなら狭いで自分で努力しています。

B委員

木を切るとか言わなくても、これだけの面積が本当に全部必要なんですか。半分でもいいじゃないですか。

申請代理人行政書士

ごもっともですが、あくまでも申請は進入路ということで、宅地が一体利用という訳ではありません。農水省からは面積について個々具体的に考えるべきものだと聞いております。ここのように敷地に入るまで20m以上というのはそうそうないかな、と。実際ここに3台停めて、出るときにはどうしても車を前に出さないといけません。奥になんとか1台入れたとしても出られない状態になります。出ようとするところかで転回する場所が必要で、前で転回するというのは非現実的になります。

適正かどうかの判断ですが、車がだいたい横幅2mくらい、2台の車が交錯するととなると5mないし6mくらいは必要になります。安全性は考慮されてしかるべきだと思います。

草木はそのまま残したいという御意向ですので、この前面道路が必要不可欠になります。また、ここには水道管が通っていますので、それを付け替えると費用も莫大になります。

事務局

では、時間もかなり過ぎましたので、御退席いただいてからの議決になります。

地区協議会で不許可相当となっていますので、不許可がふさわしいか、という審議をいただくようになります。今の質疑を元に計画を修正する部分があれば審議保留にすることも可能です。許可・不許可か、計画見直しのため保留するか、あるいは一旦取り下げをして新たな計画で出すことも可能です。

申請代理人行政書士

申請者に相談しないと即答できないので一旦これでお願ひします。

ただ、指標がないところで、個別具体的にという点と、法令遵守という点、行政として基準があるのなら教えていただかないと。

事務局

それは審議後にまたお話ししますが、基準がないからこそ必要性をお伺ひして、必要性が認められないとなれば不許可ですし、必要性が認められれば広くても許可になると思います。仮に不許可ということになれば、書面にはその旨きちんと記載します。

よろしいでしょうか。

申請代理人行政書士

はい。

議長

それでは、申請代理人行政書士は退室してください。

(申請代理人行政書士退室)

議長

議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。申請者からの言い分、川西地区からの御意見をお聞きしましたが、そのうえで皆さんの御意見をお伺ひしたいと思います。

C委員

確認ですが、ゼンリンの地図の●●さんという家を●●さんが買われているということですね。申請人は●●さんになっていますが、●●さんは亡くなられているんですか。

で、●●●●－●のところに1mくらいの細い赤線がついていますよね。それを拡幅したいのか、駐車場にはできないから全面道にして公道にするのか。

E委員

現在既に住まれていて、車の進入が不便であるから必要ですよ、というのであれば拡幅というのも分かりますけど、まだこの人は入ってないですよね。

事務局

●●さんは●●さんの息子で、●●さんは住んでいらっしゃいます。その隣接に今回の申請地があります。

奥の宅地は●●さんが所有者で、●●さんが購入されます。

申請地の北側には赤線があります。建築基準法上の接道にはなりません、昔は道があった、というかたちになっています。

D委員

生け垣を切って、納屋の横を通って出ると段差があるんですか。

あと、右側の家のところに広場がありますが、あれも道ですか。

事務局

申請地のところだけ10cmくらい下がっていると思います。

広場部分は●●さんの庭です。庭部分と申請地を分筆して、今回の申請が出ています。庭部分は現況証明を先々出されるということです。

H委員

現況証明という話が出ましたが、さっき20年以上何もしていないと言われていたので、現況証明では駄目なんですか。

I委員

家の前を南北に車が停められるくらいもう少し敷地拡大とか、道路も一部を少し広く買われれば道が広くなると思うので、十分入れるようになると思います。

事務局

必要なだけ敷地拡張してはどうか、農地を残した方がいいのではないかと、ということですね。

現況証明の話も若干出ましたが、当初は20年以上前からといった話がなかったので、現況証明は出ないと判断しました。

現時点で、現況証明について検討の余地もあろうかと思いますが、取り下げる意思も修正する意思もないということで、この5条の申請について審議する必要があります。ですので、他にも御意見があればお伺いしてからの審議をお願いします。

A委員

今回の売買において、あくまでも買う人の便宜を図ってあげるためで、本当に必要最小限の、という話ではないと思う。

D委員

生け垣を切ってまっすぐ出て、広場のところを通っても出られんのですか。

事務局

譲渡人が南側の土地は今後自分の敷地として使いたいということですので、今回の申請地を使うしかないのですが、面積が適正かどうかというところです。

I委員

道路や進入路は誰が通ってもいいんですか。個人の所有地なら通ったらいけません、というのができるんですか。

事務局

道路で誰でも通っていいのは建築基準法の1項、2項の道路と決まっています。所有者には関係なく、建築基準法で指定された道路というものがあって、指定されるには幅員な

どの基準があります。ここで建築基準法上の道路というのは前面道路だけ、申請地の西側の道路がそうになっています。赤線と、市が所有している土地を含めて市道になっていますので、誰でも通れます。それより中は所有者如何ではなく、指定がないので誰でも通るといふ訳にはいきません。人の土地のままで通ろうと思ったら、通行地役権を設定する登記をすれば、その人は通ることができます。

D委員

いずれにしても●●さんの土地を通らんと出られんということですね。

事務局

申請地を通らざるを得ないとは思いますが、面積については皆さんの御意見としては広すぎるということですよ。

F委員

不許可になっても、出し直せばいいんでしょう。

事務局

はい。

議長

以上で農地法第5条議案第26号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。川西地区協議会において不許可相当と決議しております。「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

なお、挙手が半数に満たない場合は許可といたします。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条議案第26号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「不許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。

議案第31号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計25筆52,098㎡でございます。

なお、今月はこのうち1筆1,245㎡の所有権移転申請がございました。詳細は25ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。

議案第32号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計10筆、34,512㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第33号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地鯖河内、徳地八坂、徳地引谷、筆数は49筆、64,502㎡です。

資料1ページから2ページで全体の位置を、3ページから7ページで土地の形状を、8ページから9ページで該当農地の詳細を掲載しており、10ページ以降が各対象地の現況写真です。

徳地鯖河内第1号、登記地目が田の3筆825㎡、
鯖河内第2号、登記地目が田の1筆371㎡、
鯖河内第3号、登記地目が田の2筆1,566㎡
鯖河内第4号、登記地目が田の2筆2,713㎡、
鯖河内第5号、登記地目が田の3筆4,069㎡、
については、土地全体が山林化しているものです。

鯖河内第6号、登記地目が田の1筆326㎡、
鯖河内第7号、登記地目が田の2筆と畑の1筆3,152㎡、
鯖河内第8号、登記地目が田の3筆1,992㎡、
鯖河内第9号、登記地目が田の2筆2,333㎡、
鯖河内第10号、登記地目が田の1筆536㎡、
鯖河内第11号、登記地目が田の1筆19㎡、
については、土地全体に樹木が繁茂し、荒廃しているものです。

鯖河内第12号、登記地目が田の3筆2,222㎡、
については、土地全体が山林化しているものです。

徳地八坂第1号、登記地目が田の2筆434㎡、
八坂第2号、登記地目が田の1筆425㎡、
八坂第3号、登記地目が畑の1筆218㎡、
については、土地全体に樹木が繁茂し、荒廃しているものです。

徳地引谷第1号、登記地目が田の3筆10,363㎡、
については、土地全体に樹木が繁茂し、荒廃しているものです。

引谷第2号、登記地目が田の1筆3,239㎡、
引谷第3号、登記地目が田の3筆4,861㎡、
引谷第4号、登記地目が田の7筆13,445㎡、
引谷第5号、登記地目が田の1筆760㎡、
引谷第6号、登記地目が田の1筆1,282㎡、
引谷第7号、登記地目が田の2筆2,131㎡、
引谷第8号、登記地目が田の1筆3,260㎡、
引谷第9号、登記地目が田の1筆3,960㎡、
については、土地全体が山林化しているものです。

以上につきまして、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ること
についてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付す
ることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図31ページを御覧ください。

議案第34号から議案第44号について、一括で説明いたします。

北部地区3件、中央地区1件、川東地区1件、川西地区2件、徳地地区3件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第34号から議案第39号、議案第41号、及び議案第43号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第40号、議案第42号、及び議案第44号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和2年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年1月22日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 山根 伊都子

署名委員 山根 良男

記 録 者 瀬未 正恵